

十 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の修正等と評価益の計上との関係)</p> <p>4-1-2 次に掲げる事実に基づき生じた益金は、法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》に規定する資産の評価益には該当しないことに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(取得価額の修正等と評価益の計上との関係)</p> <p>4-1-2 次に掲げる事実に基づき生じた益金は、法第25条第1項《資産の評価益の益金不算入》に規定する資産の評価益には該当しないことに留意する。</p> <p>(1) <u>公社債（転換期間満了前の転換社債及び新株引受権付社債を除く。）、コマースヤル・ペーパー及び外国法人の発行する譲渡性預金証書の取得価額がその額面金額に満たない場合において商法第285条ノ5《社債その他の債券の評価》の規定によりその帳簿価額について相当の増額をしたこと。</u></p> <p>(注) <u>法人が、分離型の新株引受権付社債に係る新株引受権及び社債につき、その帳簿価額を合理的に区分して経理しているときは、当該社債については、公社債に含まれる。</u></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

十一 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)</p> <p>5-1-7 (2-1-42の取扱いの適用がある場合を含む。)</p> <p>.....</p>	<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)</p> <p>5-1-7 (2-1-36の取扱いの適用がある場合を含む。)</p> <p>.....</p>